

# ●あなたの悩みに おこたえします

## —— 市民相談室をご利用ください

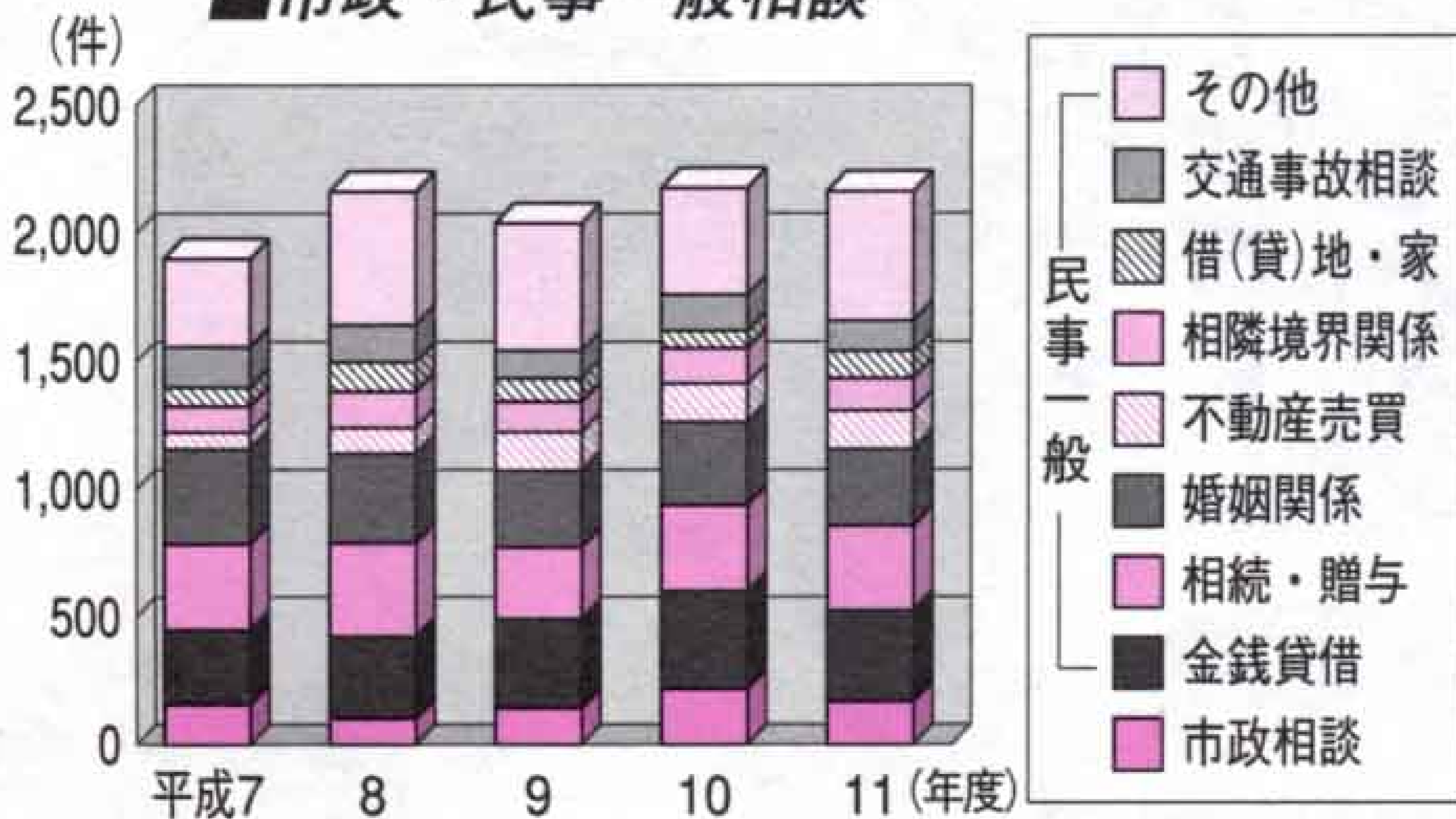
他人に相談が打ち明けられず、悩んでいる人の手助けに。市民相談室は昭和42年に開設されて以来、市政相談や民事一般相談、外国人相談などの相談を行っています。

近年の社会情勢の変化に伴い、個人では問題解決の糸口が見い出せない悩み事で相談に来る人が多くなっています。

今回は主な相談の内容と、市民相談室で行っているさまざまな相談窓口をご紹介します。



■市政・民事一般相談



【相談は、年間約2,000件】

市政・民事一般相談は、皆さんの悩み相談の窓口として、日常発生するさまざまな問題解決の手助けとなるようなアドバイスをしています。

平成11年度も2,000件を超える相談がありました。相談内容の傾向としては、カードローンの便利さから多重債務に苦しむ人がふえています。また、友人の借金の保証人となり、最終的に支払いの義務が発生してしまうなどの金銭トラブルも多く、民事相談の約20%を占めています。

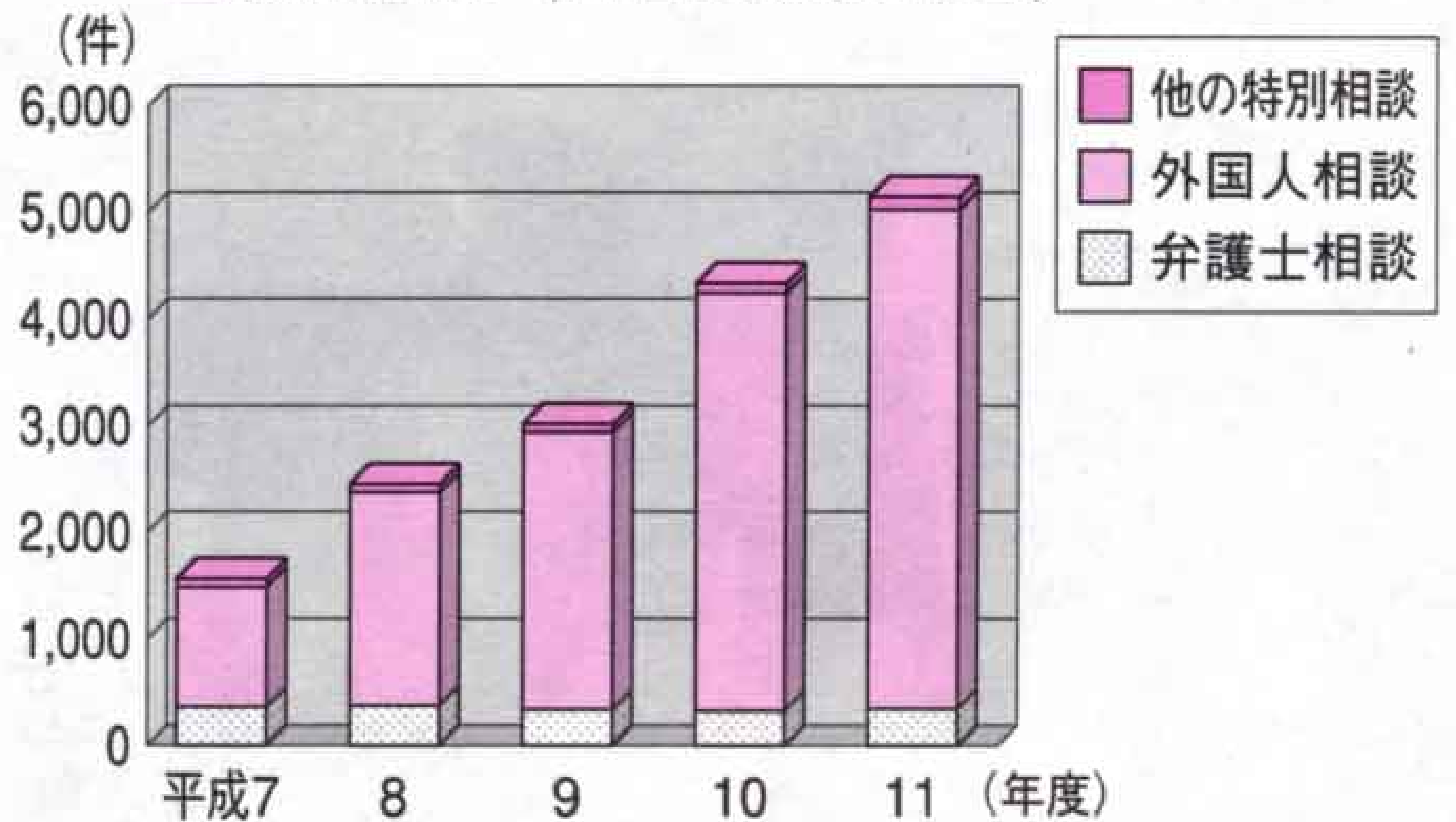
【外国人相談は急増】

市内には、ポルトガル語とスペイン語を母国語としている人が外国人全体の60%を占めています。

平成4年9月から開始した外国人相談は、日常生活上の各種手続に関する相談がふえ、平成11年度には4,700件の相談を受けました。

弁護士相談は、弁護士が週1回専門的な見地からの的確なアドバイスをしています。

■特別相談 (外国人相談など)



相続・贈与関係の相談も多く三百三十件に上ります。内容は、遺産相続に関するものが多く、具体的には、どのような方法で分割するかといった内容です。

**相談ケース②**  
**私たちに 遺産相続の権利があるのでは？**  
 父親の死亡により、遺産分けをしたいのですが、長男は「生前父がすべてをそのままにやると約束した」と主張し、分割協議に応じてくれません。私たちにも自分の権利があるのでは…。

このような場合は、長期分割返済の調停や自己破産の申請が考えられます。ひとりで悩んでいないで、しっかりとした対策を検討するため、法律相談や民事一般相談を利用してください。

金銭貸借の相談で多いのは、借金返済問題です。カードローンは便利である反面、金利や手数料など仕組みを理解していないとトラブルに陥る危険があります。多重債務は家庭崩壊、離婚、最後には取り返しのつかない事態にまで追い込まれてしまいます。

**相談ケース①**  
**借金地獄から脱出したい**  
 気軽に始めたローンの返済に行き詰まり、サラ金から借金をし、さらにほかの業者からも借金をしてしまった。毎日厳しい取り立てが来ている。親からの援助も期待できないし、妻も実家に帰ってしまい、私も消えてしまいたい心境です。

# 相 談 案 内

相談は無料です。市役所 2 階市民相談室へ

相談の種類	と き	相 談 員	相 談 内 容 等
市 政 相 談			市の仕事についての相談
民事一般相談	毎週月～金曜日	市民相談室職員	何でも相談
交通事故相談	9:00～16:00	市民相談員	交通事故による損害補償などの相談
外国人相談 ・ポルトガル語 ・スペイン語	毎週月～金曜日 ・10:00～15:00 ・9:00～16:00	市民相談員	生活全般について
市長相談	4・8・12月第2木曜日 13:00～14:00	市長	市政全般について市長が直接お聞きします
法律相談	毎週水曜日 13:00～15:00	弁護士	法的解釈などについて 12:30より受付 先着8人程度
行政相談	第2・4金曜日 13:00～15:00	行政相談委員	国、県、公社、公団についての苦情、要望
民事介入 暴力相談	第3火曜日 13:00～15:00	警察官	暴力団などに関する困り事の相談
税務相談	第3金曜日 9:00～16:00	国・税務担当員	税のことなら何でも
人権相談	毎週木曜日 10:00～15:00	人権擁護委員	差別待遇、強迫などの人権問題の相談
労務相談	毎月第4火曜日 10:00～15:00	社会保険 労務士協会	就労条件、各種社会保険についての相談
郵便業務相談	毎月第2火曜日 9:00～12:00	郵便局担当者	郵便業務(郵便物の誤配や遅配など)に対する意見要望
心配ごと相談	毎週月曜日 10:00～15:00	心配ごと相談員	家庭内のいざこざや心配事についての相談

■ ……市政・民事一般相談  
□ ……特別相談

※相談の際には、あらかじめ要点などをメモし、なるべく本人が窓口へお越しください。

※相談内容によって、資料の持参をお勧めします。

土地問題 公図、実測図、見取り図、登記簿謄本

相続問題 相続人の関係がわかる家系図

金銭貸借など 契約書の写し、債務一覧表

※調停中、係争中及び法人関係の相談はご遠慮ください。

民法では、配偶者は二分の一、子供は残り二分の一を子供の数で割った金額を規定しています。分割協議が整わない場合は、家庭裁判所の「遺産分割」の調停を利用する方法があります。



## 相談ケース③

子供の親権問題で

夫が話し合いに応じてくれない

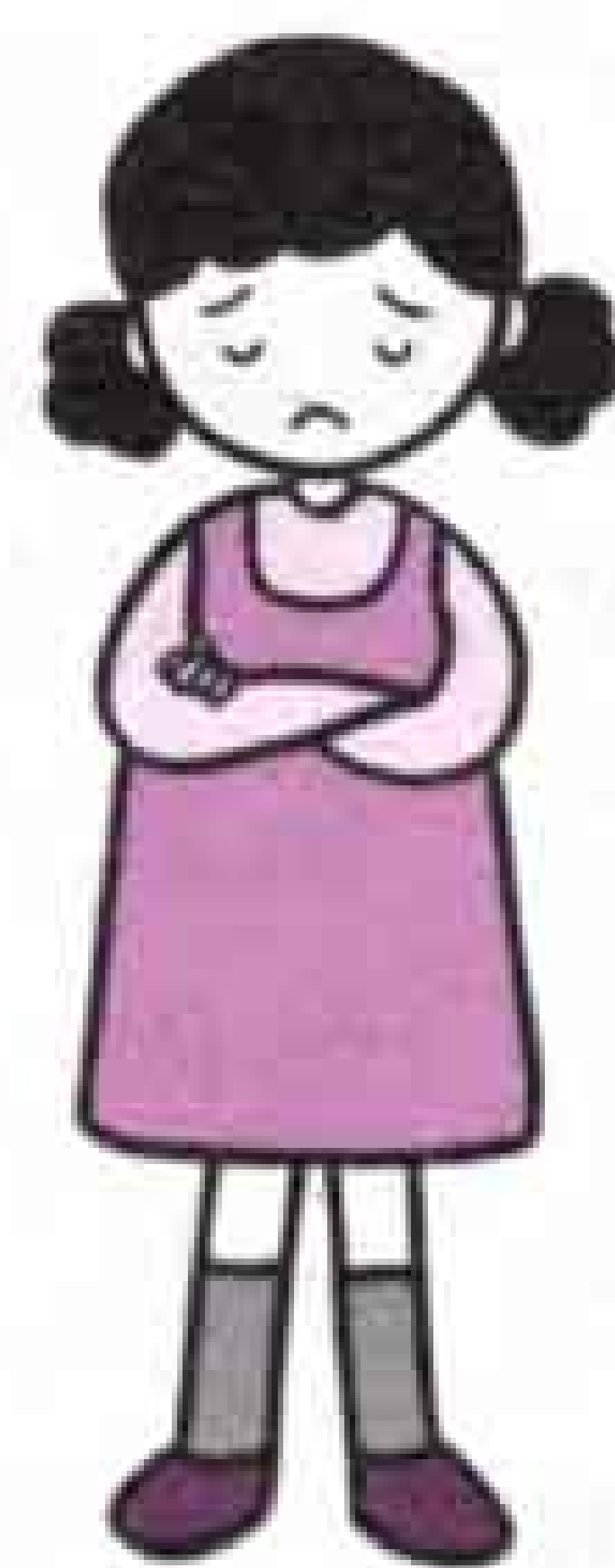
夫は生活費をほとんど渡してくれず、子供のミルクも買えない状態が続いています。離婚を覚悟で親権や養育費を要求しましたが、話し合いになりません。どうすればよいのでしょうか。

婚姻関係は、相談の中でも三番目に多いものでした。そのほとんどが離婚問題で、婚姻のときは異なり複雑な

人間関係などがかわってきています。

夫婦は円満な家庭を築くため、協力し合い、助け合う義務があります。お互いの話し合いで解決が難しい場合は、家庭裁判所の「離婚」または「夫婦関係調整」の調停で結論を求めする方法があります。

また、調停の中で親権者、慰謝料、養育費などの条件を調整することができます。



ひとりで悩まず、まず相談を

現在、市民相談室での相談体制は、民事一般相談は三人の市民相談員が対応し、外国人相談は二人の通訳ができる市民相談員が、法律・行政相談などは、各専門相談員が来室し相談に応じています。相談内容は、金銭トラブルから不動産関係まで多種多様化しており、最近では、医療関係や一方的な権利の主張によるトラブルが多くなっています。

相談は、あくまでも一方からの申し出に基づくアドバイスです。対人関係がある場合は、自分に都合の悪いことも正直に事実関係を話していただきたいと思います。

相談室では、問題が円満に解決できるための方向性を示し、皆さんから親しまれる相談室を目指しています。ひとりで悩まず気軽に相談窓口を利用していただきたいと思います。



市民課 (市民相談室)  
中村忠之 課長

問い合わせ

市民課 (市民相談室) 内線二二四三